(十七)　塩化第二水銀及びこれを含有する製剤
(十八)　酸化第二水銀及びこれを含有する製剤（酸化第二水銀五％以下を含有するものを除く。）
(十九)　硫セレン化カドミウム及びこれを含有する製剤
(二十)　亜ひ酸及びこれを含有する製剤
(二十一)　三塩化ひ素及びこれを含有する製剤
(二十二)　ひ化水素及びこれを含有する製剤
(二十三)　ひ酸及びこれを含有する製剤
(二十四)　ふっ化水素を含有する製剤
(二十五)　ヘキサキス（β・β―ジメチルフエネチル）ジスタンノキサン（別名酸化フエンブタスズ）及びこれを含有する製剤
(二十六)　ホスゲン及びこれを含有する製剤
(二十七)　メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤
(二十八)　モノフルオール酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤
(二十九)　りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤
(三十)　りん化水素及びこれを含有する製剤

第二条の表を次のように改める。

(一)　塩化亜鉛	二〇〇キログラム
(二)　酢酸亜鉛	
(三)　硫酸亜鉛	
(四)　りん酸亜鉛	
(五)　アクリルアミド及びこれを含有する製剤	
(六)　五塩化アンチモン及びこれを含有する製剤	
(七)　三酸化アンチモン	
(八)　酒石酸アンチモニルカリウム及びこれを含有する製剤	
(九)　アンモニアを含有する製剤（アンモニア三〇％以下を含有するものを除く。）	
(十)　一水素二ふっ化アンモニウム及びこれを含有する製剤	
(十一)　エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	
(十二)　塩化水素を含有する製剤（塩化水素三六％以下を含有するものを除く。）	
(十三)　塩素	
(十四)　オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤	
(十五)　酸化カドミウム	
(十六)　硝酸カドミウム	
(十七)　硫化カドミウム	
(十八)　クロム酸亜鉛カリウム及びこれを含有する製剤	
(十九)　クロム酸ストロンチウム及びこれを含有する製剤	
(二十)　クロム酸鉛及びこれを含有する製剤（クロム酸鉛七〇％以下を含有するものを除く。）	
(二十一)　四塩基性クロム酸亜鉛及びこれを含有する製剤	
(二十二)　クロルピクリンを含有する製剤	
(二十三)　クロルメチルを含有する製剤（容量三〇〇ミリリットル以下の容器に収められた殺虫剤であって、クロルメチル五〇％以下を含有するものを除く。）	
(二十四)　クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤	
(二十五)　二―クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	
(二十六)　けいふっ化水素酸を含有する製剤	
(二十七)　けいふっ化カリウム及びこれを含有する製剤	